

# 高齢者福祉政策における生きがい論

上原紀美子

## A worth living view about the aged welfare policy

Kimiko UEHARA

【要約】高齢者を従来のような被扶養者として捉えるのではなく、高齢者福祉を充実させるためには、彼らが何を考え、何を望んでいるのかといった人間そのものを注視する視点が必要である。我が国の高齢社会を明るく活力ある社会にするためには、高齢者の健康や生きがい援助を政策の中に位置づけ、さらには地域社会においては高齢者の健康生きがいづくりを支援する多彩な人材を確保しなくてはならない。

【キーワード】生きがい、自己実現、自立援助

### はじめに

高齢者福祉を専門とする研究者の間では、高齢者が豊かで自立した人生を送るために「生きがい」なるものが必要であることは今日では共通の理解となりつつある。さらにはそれを高齢者福祉政策の重要な柱として位置づけ、積極的に推進していこうとするいわば政策論議が活発に交わされていることも周知の通りである。筆者もこれまで高齢者の生きがい追求を社会的に支援することは高齢期を充実させるために必要であるという視点から、さらに健康と生きがいと密接な関連を持つことからそれらを一対のものとして高齢者の権利として確立することができないか考察してきた。今回、それら過去の論文をふまえつつ、高齢者にとってなぜ生きがいが必要なのか、また生きがいが高齢者福祉政策に取り入れる合理的な理由についてあらためて述べてみたい。なお、本論文は高齢期において生きがいが必要であるという視点から論じられているが、生きがい追求が高齢者だけに必要であるというものではなく、他の世代においてもそれが重要であることは論をまたない。決して高齢者を特化しているものでないことはここに明言しておく。

### 1. 高齢社会の構造

まず高齢者福祉における生きがい論について論理

的に考えるにあたり、まずその社会的背景を述べておく。

今日のわが国の高齢者を取り巻く状況を概観すると、社会経済の面においても、また、個人の意識の面においても、大きな変化の時期を迎えていると思われる。少子高齢社会の急速な進行<sup>1)</sup>、バブル崩壊後の景気低迷による経済規模の縮小などを背景<sup>2)</sup>として、人口構造<sup>3)</sup>、家族の機能<sup>4)</sup>や雇用社会<sup>5)</sup>等は大きく変化し、高齢者を取り巻く状況は一段と厳しいものになっている。そのため、わが国の保健・医療・福祉サービスそのものを抜本的に見直し、自立した生活者として高齢者の生活の質(QOL)を確保することが求められている。

これまで高齢者の主要な生活問題として、健康、介護、家族、経済、孤独などの心の問題が取り上げられてきたが、これらの不安材料を見ていくと彼らをとりにくく現状と将来の生活課題が的確に反映されていることがわかる<sup>6)</sup>。かつてのように高齢者を被扶養者にとらえた場合、家族の形態と社会構造の変化は高齢者に多くの問題をもたらすことになる<sup>7)</sup>。

確かに、高齢者を取り巻く社会状況から判断して、経済的、身体的、心理的な不安を抱える高齢者が少なくないことは容易に推測できる。しかし、一方で、高齢者の中には、自らが主体となって高齢期の人生設計を行い、それに適合した自己実現を求めようとする志向が高まっていることも指摘されている。このような積極的な思考を抱く高齢者の全てが経済的、

身体的にも恵まれているかというところではない。たとえ、何らかの生活問題を抱えていたとしても、人間として充実した人生を送りたいと願っているのである。

わが国の高齢者福祉を論ずる場合、主に介護問題や社会保障に関する問題が取り上げられることが多い。そのため、高齢者といえば、「寝たきり老人」や「痴呆性老人」という問題意識が定着していて、すぐにどのように介護するのかという介護技術論や介護保険制度論などに議論が集中してしまうことも少なくない。

確かに、多く的高齢者がそうであるように、高齢期においては職業生活から引退したことによる賃金の減少、高齢による身体能力の衰えなどの何かしらの問題が生じることは避けられない。したがって、これらの問題をなるべく回避、あるいは解決するための努力が常に必要とされる。しかし、全ての高齢者が経済的な困難を抱え、また要介護高齢者、またはその予備軍であり、高齢者が全て経済的な援助や介護サービスを必要としているわけではない。したがって、高齢者は全て経済的に困窮しているとか、年齢を重ねるにつれ必ず介護を必要とするようになるといった認識に立つと誤った高齢者像を抱くことになってしまう。実際に、高齢者全体の8割近くの人たちがまずまず元気であることがわかっており<sup>6)</sup>、高齢者の心身の健康は年々改善されてきている。また70歳を超えてもなお社会で活躍する人たちも増加している。そのため、要介護高齢者を含めて、高齢者と言われる人々、これから高齢者になる人々に対しては、かつてのような被扶養者との関係の視点ではなく、彼らが何を考え、何を望んでいるのかといった人間そのものをとらえる視点を大切にしていかななくてはならない。高齢者が社会との関係を保ちつつ、自己の能力を最大限に発揮し、それぞれの個性を活かして生きていくことは高齢者の人生の充実と社会の活性化の両面において有効であると考えられる。また、健康で生きがいに満ちた高齢期を迎えることは万人の願いであり、全ての高齢者に健やかな老いを保障することは老人福祉の究極的な目標である。このような目標に立つと、かつてのように高齢者を単に保護や援助の対象とする考え方は時代遅れとなる。世界で例を見ないほどの急速な勢いで高齢化が

進行するわが国において、今後の高齢社会のあるべき姿を示すことは、国際的に見ても先駆的意味合いを含めた意義を有しているといえる。

しかし、わが国の長引く経済不況が契機となって、高齢者福祉政策の充実度がそれほど増していないのが現状である。高齢者が健康で生きがいに満ちた高齢期を迎えるために、生きがいといったものが必要であること、またこれを後押しするような政策が高齢者福祉をさらに充実させるうえで必要なものであることは先述したとおりである。しかし、生きがい援助のような政策は、直接生存にかかわるものではないため、それを積極的に推進するかどうかは景気の動向に左右されやすいといった宿命をあわせもつ。例えば、年金や雇用保険などの社会保障費といった直接生存にかかわるものについては、その政策が積極的に推進されることについて人々の共感も得られやすい。だが、生きがいといったものに関して、現在のわが国の経済状況のなかでこれらが政策として積極的に推進されることについての意義と役割はまだ多くの人々の共感と理解を得るところまでは達していない。

誰もが健康で生きがいのある豊かな高齢期を送りたいと願う。しかし、現実には高齢者の多くが様々な問題に直面していて多くの不安を抱えていることが指摘される。確かに我々がイメージする高齢社会には多くの困難がつきまとう。「高齢社会」と聞いただけで、多くの人が、痴呆や介護、経済苦、住宅問題などを連想する傾向がある。我々が連想する高齢社会にはマスメディアの影響が多分にあるとしても、家族や親しい人のなかに、介護や痴呆など高齢期特有の問題を抱え格闘している人がいたならば、それはいっそう現実味を帯びて迫ってくるにちがいない。

高齢期において、各人が家族や、職場、地域社会などの複数の「場」と良好な関係を保ちつつ、自己の能力を最大限に発揮し、健康で豊かな生きがいのある高齢期を送るためにはどうすればいいのか、高齢期を支える基盤として、高齢者自身の心身の自立、経済的自立の確保が重要であることが言うまでもない。また、高齢者は多くの生活問題に直面する可能性が高く、またそれらの問題は個々に存在しているのではなく、相互に絡み合って高齢者の自立を阻ん

である。このような問題点ばかりみていくと、確かに高齢社会はあまり明るい社会とはいえないようである。しかし、現実には高齢者がすべて寝たきりや介護を必要とするわけではないし、全ての人が高齢になると貧しい生活を送るようになるとか、家族や社会から孤立して孤独な生活を送るようになるわけでもない。高齢者のなかには、先述したとおり、就労、ボランティア、余暇活動などを通して、積極的に社会に参加し、「活動的な高齢化」を実現しようとする人々も少なくない。

たとえば、一例として高齢者の就労を取り上げるが、わが国の高齢者の就業意欲が高いこと、高齢者の就業理由は「経済上の理由」だけではなく、「健康」や「生きがい」のためと回答する割合が他の世代と比較して増加しているとされている<sup>9)</sup>。また高齢者のなかには、自分達の雇用は自分達で守るという考え方に基づいて行動を開始する人もいる。このような人達は、自分が経営者となったり、あるいは出資者となって事業を起こしたり、または複数の人達が出資して協同組合（ワーカーズ・コレクティブ）を設立するなどして積極的に活動している<sup>10)</sup>。

また情報化社会の影響により、高齢者のなかにもパソコンやインターネットなどに関心を示す人の割合も高まっている<sup>11)</sup>。従来、高齢者は機械に対する抵抗が強いと言われていたが、情報技術の普及により以前のようにそれほど抵抗を示さず、新しい技術を獲得しようと積極的に取り組む高齢者が増加しているという。実際に、各地方自治体あるいは民間団体主催の「ワープロ・パソコン教室」の募集には多くの高齢者が応募参加している。

このような活動的な高齢者の存在を知るにつれ、高齢社会には2つの側面、つまりNegativeな側面とPositiveな側面があることがわかる。Negativeな側面には当然先述した高齢社会特有の問題が存在する。このNegativeな問題を早急に解決しなくてはならないことは言うまでもない。高齢になるにつれ、高齢期特有の問題がいつそう現実味を帯びてくると、将来に対する不安から高齢期の問題をなんとか解決してほしいと政治レベルでの要求もいやまして強くなる。その結果国民のニーズに応えようと政治レベルでの動きが活発になり、これらの問題に関連した政策が立て続けに打ち出されるようになる。

しかしNegativeな問題を解決しつつ、Positiveな側面をも支援するシステムを同時に構築していくことが必要である。それは、わが国が高齢社会という問題にどのように対応し、どのような社会を造り出すのかという視点にもつながっていく。

高齢社会を明るく活力ある社会にするためには、可能な限り多くの高齢者が健康で生きがいをもって社会参加できるような社会システムを構築することが必要である。ゴールドプラン21でも指摘されたように、「介護サービス基盤の整備」と「健康づくり、介護予防、生きがい対策」は車の両輪に例えることができる。現在は介護サービスの量と質の確保に重点が置かれているおり、また、人々の関心の大部分がNegativeな側面に向いているため、このPositiveな側面に位置する健康づくりや生きがいはそれほど多くの人の共感を得ているとは言い難い。しかし、高齢者の健康生きがいに対する積極的な支援が将来的な介護予防につながることを考えると、その重要性を看過することは出来ないはずである。

## 2. わが国における生きがい追求

健康な高齢者を主たる対象とする健康生きがい政策は福祉国家のなかでもわが国特有の政策とされているが、生きがいという本来私的領域に任されるはずであったものが、国や社会に重要なものとして認識され、老人福祉法の基本理念に明示されるまでに至った重要な因子として以下の社会的背景を指摘しておく。

わが国では戦後の絶対的貧困を克服して先進諸国の仲間入りをする、国民の間では単なる経済的豊かさを追求するだけではなく、「いかにしてより豊かに生きるか」ということにも目を向けるようになった。つまり経済的な豊かさと同時に精神的な豊かさへの希求も生じたのである。これを知るために総務省統計局『家計調査年報』の「教養娯楽費」の動向に注目してみたい。つまり家計調査年報にある「食料」、「住居」、「光熱・水道」、「被服」などは公的扶助基準に対応する基礎的な消費支出の換算として利用されているが、この「教養娯楽関係費」に関してはその内訳から判断して、「生きがいへのニーズ」を代表する指標として十分有効であると考えられる。

それはこの教養娯楽費が他の支出項目と比較して生活を支える基本支出ではなく、むしろ「生活の豊かさ」あるいは「生活の質」の基準を推量する項目とされるからである。そして、消費支出全体の伸び率と教養娯楽のそれとを比較した場合、教養娯楽に関しては、高度経済成長期をはさんで急激に増加していることがわかる。近年は、経済不況、将来に対する不安から消費支出全体が減少し続けており、教養娯楽に関しても、1993(平成5)年を頂点として同様の傾向を示している。しかし、それは消費支出全体と比較してゆるやかな減少である。したがって消費支出全体の減少幅と教養娯楽費のそれとを対比するならば、教養娯楽の減少幅は著しく小さいと指摘できる。この消費支出全体と教養娯楽費の一連の推移から、大衆消費社会を迎えた高度経済成長期以後においては、国民の生活水準が向上したことによって、わが国は「必要最小限度の基礎的なニーズを超える新しいニーズが求められる時代」に突入したということを指摘できる。

戦後のわが国では国民の多くが「食べるためだけに狂奔しなければならない時代」であり、自らの人生を振り返る心のゆとりなどほとんどなかった。しかし、その後の高度経済成長による経済的豊かさは国民の生活水準を向上させ、多くの人々に自らの人生を振り返る生活、あるいは心のゆとりを生み出した。そのことが、教養娯楽費の急激な増加にも密接に関連していると思われる。「自分自身にとって生きがいとは何か」を問いかけるには、やはり基本的な生活のニーズが満たされている必要があり、それがほぼ満たされることによって、生きがいなどの新しいニーズへの関心が集まるといえる。

またわが国では高度成長期以後は「より豊かな社会」の実現と「国民の生活の質の向上」が国家目標とされたが、1960(昭和35)年代から1970(昭和55)年代にかけて、国民の間でいわゆる生きがいブームが起こる。一方、国会においても国民の生きがいに着目した発言が多くなっている。1950(昭和22)年から2002(平成12)年までの国会会議録の中から国会議員が国民の生きがいに関及したものを調べると1965(昭和40)年からその発言数が急激に増加していることがわかる。この時代は日米安全保障条約によるアメリカの極東アジア戦略の傘の下で、わが国

は実質GNPの成長率が年平均10%と驚異的な高度経済を遂げている時代でもある。またこのような時期に、いわゆる生きがいブームが起こっており、国民の生活水準の向上と国民的議論になりつつあった生きがいブームを反映して、国会においてもこの生きがいに関する発言が急激に増加したと思われる。その傾向は特に1969(昭和44)年以降顕著にみられる。

その後、各年度の国会議員の国民の生きがいに着目した発言数に多少のばらつきがみられるが、それは政治レベルの発言であるから、その時代の状況、社会的背景、またその時々政治課題によって国会議員の発言内容も国民の精神的な事柄よりもより政治的なものへと変化せざるを得ない。しかし、高度経済成長期以後の国民の生きがいに関する発言数はある一定のレベルまたは発言数を保っていることは確かであり、我々国民が「物の豊かさ」と同時に「心の豊かさ」を希求していることを国会議員も熟知しており、国民にとって生きがいが必要なことを看過することができず、それが国会での各種委員会などでの発言数につながっていると思われる。

### 3. 生きがいとは何か

生きがいに関しては周知のとおりすでに多くの先行研究の蓄積がある。したがって、生きがいそれ自体についてはすでに論じつくされた感もあり、ここで新たな生きがい論を展開する必要性は非常に少ないといえる。ただし、生きがい研究に共通する特徴として、次の点を指摘しておきたい。それは、生きがい各人の価値観によりその内容が異なること、さらにはそれを研究する側の主観が最終的に反映されてしまうため、ある人が「生きがいとは・・・である。」と様々な事例を使って結論づけたとしても、それが直ちに全ての人を納得させるだけの結論には至らないということである。

これまでの先行研究では、多くの論者が「生きがいとは自己実現である」と言及してきた。この見解については現在概ね受容されているといつてよい。ユングによると、この自己実現は「自己の素質や能力などを発展させ、より完全な自己を実現してゆくこと」とされるが、しかし、この自己実現もまた生

生きがい同様、各人多種多様であるから、今度はあらたに「自己実現とは何か」といった疑問さえ生じかねない。そのため、言葉は悪いが形を変え、品を変えて、いまだ多くの研究者が生きがいについてそれぞれの専門領域から分析し、より多くの共感を得るために一定の結論を導き出そうと努力しているのである。

先述したとおり、「生きがいとは自己実現である」と考えるのが一般的な見解のようである。ただし、生きがいと一口に言ってみても、各人によってその意味内容が異なることが多い。それは生きがいが各人の価値観に直接関わるものであるからである。過去の様々な文献から推察して、我々日本人にとって生きがい生きるうえで非常に重要なものであると認識されてきたことは否定できないが、現代社会において、全ての人がそれを常に意識しながら生活しているとは言い切ることはできない。数多くの過去の研究を振り返ると、そこで用いられる生きがいの多くが決して趣味や娯楽から得られる「感情」を指しているのではなく、人が生きるうえで必要なものといった一種の哲学的・宗教的な意味さえ包含していることがある。そのように生きがいを常に意識している人からすればそれは一種の哲学的、宗教的な意味を有するが、それを全く意識していない人々にとっては「生きがいとは何か」と問われて困惑することさえあるに違いない。この時点で生きがいについてのとらえかた、あるいは生きがいが自我の中で占める位置はすでに大きな差が生じているのかもしれない。

確かに生きがいは抽象的な概念でもあり直接的に何を指しているのか直ちに理解できないところがある。その言葉の意味を知るために、また少しでもその意味についての手がかりをつかむために、わが国の代表的な国語辞典を見てみたい。そこには「生きているだけの値打ち、生きているしるし、生きている意義、生活の張りあいをもたらしもの、生きている幸福、生きている実感」<sup>12)</sup>と記されている。確かに、これら一つひとつの言葉の意味をみていくと、それなりに納得することができる。しかし、これらの定義から生きがいを具体的にイメージし、それに対する問いを見つけ出すことは容易なことではない。また、ここから生きがいをイメージすることができ

たととしても、具体的に各人の生活にあてはめてみた場合、また様々な見解が生み出されることになる。

また社会学関係の辞典には次のように記されている。

「人が生きていくことへの意味づけのこと。本人の所属する社会が所有する価値を通して、人生への意味賦与がなされるが、本人には生きがい感として実感される。生きがいには、素朴に無意識裏に生きられるものから、明確に意識化されるものまで、また、自由や平等、愛や正義という普遍的なものから、個人の日常の卑小な確率にいたる個別的なものまで、さまざまな次元が存在する。価値は文化内に体系的化されているため、社会と文化が異なれば、自ずから生きがいを相違せざるをえない。郷党繁栄に貢献することに生きがいをもつ社会もあれば、個人の幸福の追求にのみ意義を見出す社会もある。戦前の日本のように、国家への忠誠に生きることから、戦後の私的生活の重視への移行にみられるように、生きがいも変遷する。制度化された意味賦与が、対抗的で非制度的な価値観（例えば対抗文化）により『意義申し立て』されるとき、社会変動が促される場合もある。なお、生と表裏をなす死への意味づけは『死にがい』といわれる」<sup>13)</sup>。

ここでも指摘されているように、生きがいは素朴に意識されるものから、明確に意識化されるものまで、またその内容が普遍的なものから日常的個別的なものまで広範囲に及ぶ。ここでは普遍的なものとして「自由」や「平等」、「愛」や「正義」が別記されているが、これらを意識して日常生活を営んでいる人はそれほど多くはないはずである。なお、我々の価値体系は社会や文化によって大きな影響を受けることはまず間違いない。そのため、国や社会が異なれば当然生きがいの内容に差異が生じてくることになるろう。今日議論されている生きがいというものは、戦前の国家への忠誠心といった類のもの、ある意味国家と自分を対峙させて把握するものではない。それはあくまでも個人レベルの欲求の充足に重きを置いたもの、すなわち自己意識を中心とするものへと変化してきている。

また「人間はだれでも、自己の存在や活動について、その意義、その価値を問い求める。人生に絶望せず、この世に生きて生涯を全うするに値するだけ

の値打ちを何に求めているかによって、生きがいのあり方が異なってくる。生きがいは、主体の価値意識にかかわっている。ただし価値意識が、個々の主体の、多くの客体に対する明示的もしくは暗黙の価値判断の総体によって構成されているという点で、体系的であるのに対し、生きがいは、ある特定の客体に対するほとんど明示的な価値判断にかかわっているもので、絶対的であるといえよう。それだけに生きがいの喪失は、自己存在の喪失にもなりかねない。しかし、生きがいをこのように厳格にとらえるのではなくて、日常用語としてより一般的に用い、生活にはりあいをもたせ、生きていくうえでの目標を喚起させている意識形態を指すことも多い。各種の調査によれば、そのような意味での生きがいの対象は、社会的、職業的なものから私的、家庭的なものに変化してきている傾向がうかがわれる<sup>14)</sup>と指摘される。

要するに「この世に生きて生涯を全うするに値するだけの値打ちを何に求めているかによって、生きがいのあり方が異なってくる」(傍点筆者)と指摘されるように、ある者は「金銭」、「地位」や「名誉」などに「生涯を全うするに値するだけの値打ち」を見だし、それを追求することに生きがいを感じることもある。逆に一身を投げ打って、社会や他人のために貢献することに「生涯を全うするに値するだけの値打ち」を見いだす者もいる。一般的に後者の方が多くの人々の共感を得やすいといえる。しかし、各人が自由に生きがいを追求することに関しては、もともと他人の理解を得ることなど必要のないことかもしれない。なぜならば、各人がどのような意識を抱くかはあくまでもその本人自由にまかされており、そこに他人、まして国家や社会が介在する余地は全くないからである。

したがって、高齢者福祉施策において使用される生きがいは、このような厳格な意味を有するものではなく、国の政策という性質上、むしろ「日常用語としてより一般的に用い、生活にはりあいをもたせ、生きていくうえでの目標を喚起させている意識形態」と理解していく方が適切であろう。そのうえで、生きがいを社会学的な観点から「個人レベルでの自己実現が組織や集団に共有され、自己実現を行うことが社会実現(社会貢献や社会改革など)につながっ

ている状態<sup>15)</sup>と説明づけることも可能になる。すなわち高齢者が健康で生きがいのある生活を送ること(個人レベルでの生きがい追求)の結果として、高齢者の介護予防や健康増進につながっていくという効果(社会貢献や社会改革)を期待することができるというわけである。

このように、生きがいという言葉の意味はさまざまな言葉でもって説明される。またそのとらえ方も各人の価値観によって異なるものであり、きわめて主観性が強く抽象的なものとならざるをえない。

先述したように、生きがいに関してはすでに数多くの先行研究がある。それらの研究内容もさることながら、そのアプローチも多種多様である。とりわけ心理学的アプローチや老年科学的アプローチによる研究が数多くなされてきた。一連の研究成果に関しては今日概ね受容されており、その結論に対してここで批判的に考察する必要性は非常に少ない。したがって、先行研究の成果を踏まえ、生きがいについて考察していくことにする。

生きがい論で必ずと言っていいほど引用される著書として神谷美恵子著『生きがいとは何か』を挙げることができる。神谷の説は後世の生きがい研究に多大な影響を与えており、多くの論者が神谷の説を用いて生きがい論を展開している。神谷は生きがいを次のように説明している<sup>16)</sup>。

「生きがいということばは、日本語だけにあるらしい。こういうことばがあるということは日本人の心の生活のなかで、生きる目的や意味や価値が問題にされて来たことを示すものであろう。たとえそれがあまり深い反省や思索をこめて用いられて来たのではないにせよ、日本人がただ漠然と生の流れに流されて来たのではないことがうかがえる。

辞書によると生きがいとは『世に生きているだけの効力、生きているしあわせ、利益、効験』などである。これを英、独、仏などの外国語に訳そうとすると、『生きるに値する』とか、『生きる価値または意味のある』などとするほかはないらしい。こうした論理的、哲学的概念にくらべると、生きがいということばにいかにも日本語らしいあいまいさと、それゆえの余韻とふくらみがある。それは日本人の心理の非合理性、直感性をよくあらわしているとともに、人間の感じる生きがいというものの、ひとくち

にはいい切れない複雑なニュアンスを、かえってよく表現しているのかもしれない。フランス語でいう存在理由とあまりちがわないかもしれないが、むしろ生存理由 *raison de vivre*, *raison d'existence* といったほうがよさそうに思える。

もうひとつ生きがいに似たことばに、『はりあい』というのがある。これも西洋語にないようであるが、これは生きがいの一面をよくあらわしていると思う。人間はただ真空のなかでぼつんと生きているのは耐えがたいもので、自分の生きていることに対して、自分をとりまく世界から、何かでごたえを感じないと心身共に健康に生きていきにくいものらしい。これはいわゆる感覚遮断の実験によってもよく証明される。宇宙の孤独な旅びとも自分を見まもる地球上のひとつの眼を感じればこそ、無重力への冒険に生きがいを感じるのであろう。美を求める心の強いことが一枚の絵に強い衝撃をうけるときの、そのよこびのなかには、ああ、こんな美しいものにめぐりあえるとは私も生きているはりあいがあった、という感激が意識的にせよ、無意識的にせよ、ふくまれている。美を求めてやまない心に対して世界が応えてくれたことへの感激である。

生きがいということばの使いかたには、ふた通りある。この子は私の生きがいです、などという場合のように生きがいの源泉、または対象となるものを指すときと、生きがいを感じている精神状態を意味するときと、このふたつである。このうち、あとのほうはフランクルのいう「意味感」にちかい。これをここでは一応、「生きがい感」とよぶことにして、前のほうの「生きがい」そのものと区別していきたい」

このように神谷は、①生きがいという言葉が日本語特有のものであること、②生きがいと似た言葉のはりあいというのは、自分が生きていることに対して自分をとりまく世界から、何か手ごたえを感じないと心身共に健康に生きていくことができにくいこと、③生きがいという言葉には、その源泉または対象となるものを指す場合と、生きがいを感じている精神状態の2つの側面があることを指摘している。③の前者については、「この子は私の生きがいです」「仕事が私の生きがいです」というようなことであり、後者については「満足感」、「充足感」、「達成感」

などが当てはまる。

ただ、神谷は生きがいが日本特有の言語であるとしてその特殊性を強調しているが、彼女自身がその概念については西洋の思想家（ヴィクター・フランクル、アンリ・ベルグソン、アブラハム・マズローなど）の考えをもとに論じていることから推察して、その言葉自体は存在しなくとも、生きがいの概念については日本だけではなく他の国々でも理解することができるのではないだろうか。

これら先行研究の成果に基づいて、生きがいに関する私見をまとめておく。

「生きがいとは何か」について、これを明確に規定するには大きな困難が伴う。そもそも生きがいなる概念が各人の価値観に関わるものであるため、その内容もきわめて多種多様とならざるを得ないからである。そのため万人を納得させるような一定の結論を導き出すのは非常に困難であると言えよう。そこで生きがいを「実体」ではなく、「意識のあり方」として把握することが有益ではなかろうか。要するに、生きがいを直接的にはなく間接的に把握するのである。つまり「生きがいとは何か」ではなく、「生きがいがある状態とは何か」と置き換えて考察するのである。「生きがいがある状態」とは何か。これは「特定の意識がある状態」である。それは、満足感、達成感、充実感、幸福感などである。そしてこの「特定の意識がある状態」とは「自己実現の意思」がある状態とみることはできないだろうか。先行研究にあるように「生きがい＝自己実現」と捉えるのではなく、「生きがい＝自己実現の意思」と捉えるのである。「自己実現」は各人によって異なるからその内容は多種多様であり、その中身を規定することは容易ではない。しかし、「自己実現の意思」なら誰人であろうともその意思の有無によって生きがいの有無を判断できるという利点がある。

これまでの先行研究でも「自己実現」という言葉が生きがいの説明に頻繁に用いられてきた。しかし、この「自己実現」なるもの、誰もが瞬時に手に入れることのできるものではないはずである。そのため、人々はこれを獲得せんがために、自分にとってそれが何であるかと時には悩み、またそれを実現せんとして幾多の努力を払うわけであるが、なかなかそれを手に入れることができないのが世の常である。ま

た、自己実現は各人が生涯をかけて追求するテーマでもある。若い時分の生きがいと高齢期のそれでは意味合いが異なってくることもあろう。そのため多くの人が自己実現の途上に置かれているとってよいのではないだろうか。この自己実現を可能にするのは容易なことではないとしても、それを意思することは誰人であろうとも可能である。したがってこの「自己実現の意思」を有する限り、人は「自立」していると言えるのではないだろうか。この「自己実現の意思」を有する限り、その人が高齢であろうと、あるいは障害がある場合であっても、その意味において人は「自立」しているのである。高齢であろうと、どんな障害がある人にせよ、無限の可能性があり、人生を輝かせる逞しい力を秘めている。その意味で「自己実現の意思」を有する「生きがい援助」は「自立援助」であると言えるのではないだろうか。

抽象的かつ多義的な生きがいを理解するために、生きがいを「自己実現の意思」として捉え、これを一人称関係、二人称関係、三人称関係に関連させて整理するとよりわかりやすくなる<sup>17)</sup>。生きがいは単一のものではなく、いくつかの抽象的な要素が組み合わさった複合的なものであり、各人の価値観によってその概念は様々である。したがって先述したように、「生きがいは自己実現である」と結論づけることに違和感を覚える者も少なくないはずである。それは、生きがいがその人の価値観、あるいは人生観によりその捉え方に違いが生じるためそれも致し方ないことといえる。したがってここでは生きがいを「自己実現の意思」として把握し直したい。

行動の意味として、一人称関係、二人称関係、三人称関係をあげる。一人称関係は「自分のために何かをする」であり、二人称関係は「特定の誰かと共に何かをする」あるいは「特定の誰かに何かをする」である。さらに三人称関係は「他人や社会のために何かをする」である。ただし、筆者が一番上にある一人称関係より一番下の三人称関係がより高度な生きがいであると主張するものではない。先行研究の中にはことさら三人称関係の生きがいを推す傾向が少なくないが、「自分のために何かをする」ことで満足感や幸福感を得られればそれもまた立派な生きがいであると思う。心理学的アプローチによる生き

がい論からすると、このような生きがい感は自我の中心に迫るものではなく表層的な生きがい論と非難されるかもしれない。しかし高齢者と一口に言っても、そこには健康な人、介護を必要とする人、障害を有する人、様々な人がいる。したがって生きがいを厳格な意味でとらえると、それを感じるのが困難な人さえ出てくる。介護を必要としている人とそれを必要としない人にも共通の生きがい論があってもいいはずである。それを考えると「自分のために何かをする」いわゆる一人称関係の生きがいも「他人や社会のために何かをする」生きがいもただ単に出発地点が異なるだけであり、時と場合によってそれぞれが密接に関係し合う事さえある。あくまでも「自己実現の意思」を有する人が「生きがい」を有する人なのである。

一人称関係の生きがいとは、自分の興味のあることに没頭すること、たとえば仕事に全力をつくす、余暇を楽しむ、旅行をする、スポーツをする、などである。この種の生きがいは、行動や思考の根拠となるものを自分の中心に置き、自分の行動や思考の中に価値を見いだす生きがいである。それは、自分の潜在能力を最大限に発揮しようとする欲求や自己実現の欲求を満たそうとするものである。

二人称関係の生きがいとは、たとえば家族（親、配偶者、子、孫など）と仲良く暮らす、親しい友人と交流する、隣人と仲良くする、共通の趣味を持つ人達と交流するなどの生きがいである。この種の生きがいは、自分以外に相手がいることが必要となる。つまり「私とあなた」という関係の中に相互理解や相互信頼が生じる。私とあなたとが触れ合っていることなどに価値を見いだす生きがいである。当然、この場合のあなたは1人でも2人以上でもよいのである。これは自分も相手も共に生きがいを感じ、生きがいを得るというものであり、親和の欲求、愛情の欲求を満たそうとするものである。

三人称関係の生きがいとは、たとえば、他人の世話をする、地域の中で活動する、福祉事業に携わる、ボランティア活動をするというような生きがいである。この種の生きがいは、他人という第三者がいること、他人との関係の中でさまざまなことをすること、つまり、社会や地域の中で自分の存在価値を見いだすことである。自分の行動が他人に対して、あ

るいは社会や地域の中でどういう意味をもっているかということに価値をおく生きがいである。これは自尊心の欲求や他人からの承認の欲求、それに自己実現の欲求を満たそうとするものである。

高齢者福祉においては、一人称関係から三人称関係に至るような広い意味での生きがいが必要である。そしてこの個人レベルでの生きがいの充足が、結果として豊かな高齢社会の構築につながることになる。それは、高齢者に対する健康生きがい援助が、国の政策において、介護サービスと車の両輪の関係として位置づけられていることから、豊かな高齢社会を構築するためには必要不可欠なものといえる。

#### 4. 生きがいが高齢者福祉政策に取り入れる

##### 合理的な理由

生きがいが高齢者にとって必要なものであることは先述した。ここでは生きがいが高齢者福祉政策に取り入れる合理的な理由について述べてみたい。当然いくつかの理由を挙げるができると思うが、ここでは「平等性」という視点から述べることにする。

わが国の憲法では法の下での平等を定めている。この平等の趣旨からして、高齢者に対して「高齢であること」を理由に不合理な差別をすることが許されない、つまり差別することが禁止されているのである<sup>18)</sup>。実際に、憲法制定時の国会議論としても「国民が老年あるいは疾病、労働不能に陥りましたような場合に、生活の安定を保障される権利がある」<sup>19)</sup>という主張がなされている。

また、高齢期は誰人にも平等に訪れる。しかし、その生活は決して平等というわけではない。また、高齢者（要介護高齢者を含めて）の人権というものが強く意識されない時代があったため、さまざまな生活領域において彼らの人権を侵害するような多くの出来事が生じていたことも事実である。特に高齢者介護の面においてそれは顕著に現れた<sup>20)</sup>。しかし、わが国の高齢社会の急速な進行、要介護高齢者の増加などの社会状況の変化に対応して、国、政策立案者や専門家間で高齢者の人権を保障する制度の構築が喫緊の課題と認識されたことによって、ようやく高齢者に対する施策も変化への兆しを見せ始めて

いる<sup>21)</sup>。

少子高齢社会の進行によって、当然わが国の総人口に占める高齢者の割合がさらに増加することは容易に予測できるが<sup>22)</sup>、そのような中、要介護高齢者を含めて高齢者の人権をどのように擁護するかという視点に基づいて、従来の若年者を中心に構築された経済、雇用などの社会システムは高齢社会の進行とともに当然見直していく必要がある。なぜならば、現在の社会システムでは高齢者は年齢を重ねているという理由だけで社会から排除される危険性、特に人権を侵害される可能性が非常に高いからである。かつて、佐藤進教授は、今日の社会的・経済的変動は家族の扶養機能を劣化させ、国家による社会的扶養の内容も水準も要介護者や家族の要求とはほど遠く、そのことが高齢者の自立的生活条件を一層そこない、家族扶養機能の低下をさらに助長させた。そのために高齢者の生活問題は多面的に広がり、経済構造や就労問題のほかにも日常的・基礎的生活の貧困や疾病の問題あるいは孤立・孤独、そこからの人格達成の歪みを招来する問題等々まで深刻に拡大したのであると警鐘を鳴らしたが、佐藤教授の指摘から20年ほど経過した現在においてもまだこれらの問題は解決されずに至っている<sup>23)</sup>。少子高齢社会に対する将来の悲観論を説くばかりで、現在高齢者が直面する生活問題に答えようとせず、その人権を保障することさえできないような社会では将来の展望など開くことなどできるはずがない。

前述したとおり、憲法14条には「すべて国民は、法の下に平等」であると明確に規定されている。いわゆる「法の下での平等」である。この規定には「人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない」とある。「法の下での平等」とは「単に法の執行および適用における平等のみではなく、法の内容においても平等であることを要請している。そして、このような「法の下での平等」を具体的に例示するものとして「人種、信条、性別、社会的身分又は門地」をあげているだけであり、これ以外の理由による差別といえども、不合理な差別であれば、それは許されない。例えば、経済的地位にもとづく差別なども、それが不合理であるかぎり否認される。したがって、ここで要請されている平等は、画一的、機械的平等

ではなく、各人に備わる具体的事実、例えば年齢、個人的資質に即して法上の取り扱いにおける差異を認める相対的平等である。例示としてあげられている事項のどれにあたるのかはさほど問題ではなく、争われている事柄について差別することが合理的か否かという点が重要なのである。そして、そのような合理的でない理由によっては、「政治的、経済的又は社会的関係において」、すなわちすべての面において差別されないことを保障しているのである。もっとも、何か合理的であるのかは、結局、その時々々の社会通念によって判断するほかないか少なくともそこでの「合理性」は、差別する側ではなく、差別される側にとって納得いく「合理性」であることが要求されるのである<sup>24)</sup>。

しかし、先述したように、現在の社会システムでは高齢者は年齢を重ねているという理由だけで排除される可能性が高い。それは特に職業生活において顕著に現れる。1998年4月に「60歳定年制」が政府主導で法定化されたこともあり、現在のところ、多くの企業でこの定年制は定着している<sup>25)</sup>。しかし60歳以降の雇用に関しては「65歳定年制」導入が叫ばれつつも、現在の経済不況からして遅々として進んでいない。高齢者を取り巻く状況から判断して、60歳以降の雇用の確保が緊急の課題であることは論をまたない。なぜならば、企業労働者が加入する厚生年金の満額支給年齢が、年金財政安定化の必要から、2001年4月から現行の60歳から段階的に引き上げられ、男性の場合平成13年度には65歳になった。そこで仕事も年金もないこの5年間のギャップを埋めるには、60歳からの就業を促進するような対策を早急に講じる必要がある。65歳定年制はその対策のひとつである。日本の高年齢者の就労意欲は他の国々と比較しても非常に高いことはよく知られている<sup>26)</sup>。そこで、60歳以降の雇用を確保するために、年功序列賃金の見直し、多様な雇用形態・勤務形態の開発、中高年労働者の能力開発と再訓練などを推進していくことが求められているのである。現行法制度、あるいは雇用システムにおいて、60歳移行の雇用が確保されていないため、高齢者は雇用によって得られる経済的対価、あるいは働くことで得られる満足感、幸福感といったものの獲得の機会が奪われることになる。これは高齢者自身の能力の問題ではなく制度

上の問題とってよからう。誰も労働の契約締結時においては、ある程度の自己決定が許されるが、職業生活の終了の過程ではそのような選択の余地がない法や制度は均衡を失っている<sup>27)</sup>。加齢による能力の低下には個人差が多分にあるため、一定年齢を達したことを理由に高齢者を一律に排除する制度は見直しの時期にきているといえよう。また国や社会、あるいは民間企業がそういった努力を行うことは高齢社会における社会的義務とってよいのではないだろうか。

また、わが国には老人福祉法<sup>28)</sup>という法律がある。同法の目的として「老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図る」とされ、またその基本理念として「老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるもの」と規定している。同規定を受けて、国及び地方公共団体には、老人の福祉を増進する責務を有するわけであるが、制定当時の状況から判断して、同法の基本思想は国の恩恵として高齢者にケアを施すという恩恵思想が根底に置かれていたと指摘されている<sup>29)</sup>。わが国においてはこの恩恵思想がいまだ根強く、したがって高齢者に対する福祉は高齢者自身の権利であるという考え方はなかなか受容されない。これは高齢者福祉に限った問題ではなく、公的扶助、いわゆる生活保護受給権についても同様の考えがみられる。なお、わが国では高齢者の人権が侵害されて、初めて高齢者の権利に配慮を示すという構図は今も昔も何ら変わっていないといえる。老人福祉法の第2条には明確に「生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障される」と高齢者の権利が規定されているにもかかわらず、それを基本理念というよりは、高齢者福祉政策の「標語」のようにみてしまう。これでは生存権が法律上明確に存在するが、制度上は空文化しているのと同じではないだろうか。

戦後、多くの国民の経済的困窮を救済するために確立されてきた社会福祉制度は、その後社会の状況、国民の生活レベルの向上、人権意識の高まりなどを起因として、そのつど見直しがされてきた<sup>30)</sup>。近年

の社会福祉法制定や痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者等の人権を保障するための権利擁護制度、成年後見制度などはそれらの一連の成果である。現代社会が複雑化するにつれ、高齢者が抱える問題もかつての経済的困窮といった状況だけではなく、新しい問題がそのつど表面化してくる。それにすばやく対応することが求められるとはいえ、例えば経済的困窮といった生活保護に関する問題が高齢者問題の「古い問題」として片付けられてしまうことには危惧を有する。わが国の高齢者間の経済状況を比較すると著しい経済格差が生じていることに驚かされる。一方で、豊かな高齢期を送るに十分すぎるほどの資産を有する者がいるかと思えば、他方で日々の生活にさえ事欠くことが予想される者もいる<sup>31)</sup>。後者の中には当然生活保護制度を利用している者もある。確かに、生活保護などの公的扶助は生存権を基軸として展開されているが、この制度は国の裁量が非常に大きく、また実際にこの制度に関与する専門職の中には国民が現に有する権利に対する配慮など全くない者さえいる<sup>32)</sup>。高齢者間の経済格差が生じる要因については細かな分析が必要であろうが、高齢期にある程度の資金を有していなかった場合、やはり享受できる楽しみは限定されてくる。全てのものを金で推し量ることはできないが、高齢期に最低限度の資金が必要であることは言うまでもない。資金がないから自分の能力や特技を活用して働きに出ようと思っても、就業の場所がないから、どうすることもできない。高齢者が自立して生きていこうと思っても社会システムがそうさせてくれないのである。

高齢者の就労の問題は彼らが直面する問題のあくまでも一例である。「法の下での平等」は「人種、信条、性別、社会的身分又は門地」で差別されないというが、高齢者を抽象的形式的に見るのではなく、現代社会における高齢者を具体的に注視した場合、社会的に不利な立場に置かれていることは少なくない。このことを考えても、現行の社会システムでは高齢者が生きがいを喪失しやすい状況に陥りやすいといえるのではないだろうか。生きがいそれ自体の獲得については、本人に任された課題であるとしても、現代社会システムが少なくとも高齢者の生きがい喪失といった状況を作り出していることを全て否

定することはできない。したがって、そのような社会を変革して、今後の高齢社会を明るく活力ある社会にしていくためにも、可能な限り多くの高齢者が健康で生きがいをもって社会参加できるような社会システムを構築することが必要なのである。

#### おわりに

今後は、高齢者を従来のような被扶養者として捉えるのではなく、高齢者福祉をさらに充実させるためには、彼らが何を考え、何を望んでいるかといった人間そのものを注視する視点が必要となる。また高齢者が社会との関係を保ちつつ、自己の能力を最大限に発揮し、それぞれの個性を活かして生きていくことは高齢者の人生の充実と明るい高齢社会の実現という両面において有効である。世界で例をみないほどの急速な勢いで高齢化が進行するわが国において、高齢者の真の幸福につながるであろう生きがいといったものを後押しすることは、今後の高齢社会のあるべき姿を示すという意味でも、国際的にも先駆的意味合いを含めた意義を有しているといえる。そして今後のわが国の高齢社会を明るく活力ある社会にしていくうえでも、高齢者の健康や生きがい援助を政策の中に位置づけ、さらに地域社会においては高齢者の健康生きがいづくりを支援する多彩な人材を確保していかなくてはならない。

#### 注

- 1) 『高齢社会白書 平成16年版』内閣府、2004年、2頁  
わが国の高齢化は世界にも例をみない速度で進行しているといわれる。高齢化の速度を、高齢化率7%を超えてからその倍の14%に至るまでの所要年数によって比較すると、フランスで114年、スウェーデンで82年、比較的短いドイツで42年、イギリスで46年である。しかし、わが国は1970(昭和45)年に7%を超えると、その24年後の1994(平成6)年には14%に達した。
- 2) バブル崩壊後の長期低迷により、ストック、フローの両面で経済規模が縮小している。ストックでは2000年末の国富(正味資産)が2973兆7000億円と3年続けて減少した。これは土地の資産額が目減りしたのが主因である。土地の資産額は1991年以降10年連続で減少しており、90年末(約2455兆円)より4割近く目減りしている。
- 3) 厚生省監修『平成12年版厚生白書』厚生省、2000年、6頁  
人口の年齢構造は一般に年少人口(15歳未満)、生産

年齢人口（15歳以上65歳未満）、老年人口（65歳以上）の3つのグループに分類される。総人口中に老年人口の占める比率が7%を超えて増加することを高齢化という。最新の国勢調査（2000年）によると、日本人口の年齢区分は年少人口1851万人（総人口の14.6%）、生産年齢人口8638万人（68.1%）、老年人口2204万人（17.4%）であり、年少人口が老年人口をかなり下回っている。生産年齢人口は1950年以前では60%前後しかなかったが、70年以後69%前後で推移し、90年には69.7%とピークに達した。しかし上記のように2000年には減少しており、20年になると60%に逆戻りし、以後さらに減少する見込みである。

なお、平均寿命が伸長した原因については、主に医療技術の進歩、公衆衛生や国民の栄養状態の改善、健康に関する国民の意識の高まりなどを基礎として、乳幼児や若年層の死亡率が大幅に低下したことが挙げられる。

- 4) かつて、アメリカの文化人類学者、G.P. マードックが『社会構造』（1949年）の中で、家族が機能する最小の単位という意味で、原子核の核になぞらえて、夫婦とその未婚の子どもとの家族（夫婦のみ、父子のみ、母子のみの家族も含める）を核家族と呼んだが、わが国においても、明治以降の急激な工業化・都市化の波は、農村から都市への人口移動をもたらし、20年（大正9年）の国勢調査においても、現在（2000年）の59.2%（世帯数は2746万1500）と大差ない54.3%の核家族率を示していた。戦後の民法改正でも、戦前の直系家族から夫婦家族（＝核家族）に移行して、法的な面から核家族時代を定着させてきた。こうした核家族化は親から子、子から孫へといった、家事、育児、しつけ、道徳などの伝承を断ち切り、親の介護を含め、家族の扶養能力を低下させた。
- 5) 菅野和夫『雇用社会の法』有斐閣、1996年、2頁  
菅野は同著の中で、企業に働く人々の雇用をめぐる諸々の社会的関係や仕組みの全体を「雇用社会」と呼んだ。
- 6) ある人の生活が本人にとってプラスであり、望ましいものであるかどうかを決める基準であるが、QOLは通例、身体、感情、認知、社会、経済の5領域について多次的に決定するもので、客観的QOLと主観的QOLの2種があるとされる。前者は本人のもつ諸々のニーズを充足させる環境資源（例：家族や友人に恵まれている）があるかないかを主眼として第三者が判定するが、後者は本人が自分の生活の諸側面について自分で判定する。なお、QOLを一般QOLと健康関連QOL（HQOL）との2種に分類する立場や包括的QOLと特定条件下QOL（特定の疾患や障害をもつ生活、例えば透析生活のQOL）との2種に分類する立場もある。
- 7) 小林司『「生きがい」とは何か 自己実現のみち』NHK ブックス、183頁、1990年
- 8) 佐藤進「高齢者対策の現状とその課題」『季刊労働法』、総合労働研究所、2頁
- 9) 国立教育会館社会教育研修所「成人教育に関する国際比較調査報告 高齢者の学習・社会参加活動の国際比較」1997年、及びILO、Yearbook of Labour Statistics、1998、1999を参照
- 10) 国民金融公庫総合研究所「平成11年版新規開業白書」、また東京都立労働研究所の報告書「高齢者の新しい働き方へのニーズと可能性—実践セミナーの修了者調査をめぐって—」（1998年）をみると、いずれ起業したい者は調査対象者の約1割、興味がある者は約4分の1となっている。また協同組合に関しては、参加したい者は約4分の1、興味がある者は4割強である。起業や協同組合の設立に関心を示す高齢者が多いことがわかる。
- 11) 定年退職や親しい人との離死別、あるいは心身機能の低下による行動圏の縮小などを経験する高齢者にとって、インターネットは、在宅のまま広範囲な人々との双方向のコミュニケーションと情報交換が簡単に行える、貴重な社会参加の手段である。しかし各種の調査結果では、高齢者のインターネット利用率は、他の年齢層に比べて著しく低いのが現状である。このような年齢による「デジタルデバイド（情報格差）」をなくすために、アメリカ合衆国では、1985年に非営利団体「シニアネット」が創設され、中高年向けのフォーラムをオンライン上に開設している。このシニアネットをモデルとして、日本でも「メロー・ソサエティ・フォーラム」が経済産業省のバックアップでプロバイダー3社のネットワーク上で開設され、旧郵政省の協力によって各地の郵便局で開かれたパソコン教室の修了者が、地域ごとに立ち上げた「江戸川シニアパソコン・ネットワーククラブ」「仙台シニアネットクラブ」など、地域単位のグループは40以上ある。
- 12) 新村出編『広辞苑』岩波書店、1999年
- 13) 見田宗介、栗原彬、田中義久編『社会学辞典』弘文堂、1988年、37頁
- 14) 日本教育社会学会編『新教育社会学辞典』東洋館出版社、1986年、17頁
- 15) 安立清史「高齢者NPOと「生きがい」の実現」『生きがい研究』No.9.
- 16) 神谷美恵子『生きがいについて』みすず書房、1996年、12-13頁
- 17) 財団法人健康・開発財団『現代社会と中高年』、48-49頁
- 18) 最判昭和39.5.27
- 19) 第90帝国議会衆議院委員会会議録1946年7月2日（黒田寿男発言）
- 20) 金子善彦『老人虐待』星和書店、1998年、302-311頁  
いのうえせつこ『高齢者虐待』新評論、1999年、34-101頁
- 21) 介護保険の2000年4月からの実施と新ゴールドプランの1999年度末終了を受けて、政府は、介護保険法見直し年の2004年度までの高齢者保健福祉サービスの基盤整備計画を主な内容とする「ゴールドプラン21」を策定した。その基本的目標は、(1)活力ある高齢者像の構築、(2)高齢者の尊厳の確保と自立支援、(3)支え合う地域社会の形成、(4)利用者から信頼される介護サービスの確立とされているが、高齢者保健福祉施策の目標に、初めて国連の高齢者原則に示されている「尊厳」という基本的人権の重要な要素が取り入れられている。
- 22) 平成32年には人口の約4分の1が高齢者になると予測されている。
- 23) 佐藤進「老人と人権」同文館、1979年、166頁
- 24) 佐瀬一男・尹龍澤共著『法学へのプレリュード—法は誰のものか』八千代出版、1994年、90頁
- 25) 「雇用管理調査」（厚生労働省）によると、2002年1月現在で一律定年制を定めている企業（従業員30人以上）の定年年齢は、60歳以上が99.4%とほぼ100%となった。

しかしその内訳は60歳90.3%，61～64歳2.3%，65歳以上6.8%で，61歳以上はまだごく少数である。したがって61歳からの雇用が緊急の課題であることは言うまでもない。60歳定年は，1998年4月からようやく義務化されたが，一方で企業労働者が加入する厚生年金の満額支給年齢が，年金財政安定化の必要から，2001年4月から現行の60歳から段階的に引き上げられ，男性の場合13年度には65歳になっている。そこで仕事も年金もないこの5年間のギャップを埋めるには，65歳定年が定着するような対策を早急に講じる必要がある。日本の高年齢者の就労意欲は非常に高い。そこで，65歳定年実現のため，年功序列賃金の見直し，多様な雇用形態・勤務形態の開発，中高年労働者の能力開発と再訓練などを推進していくことが急務である。

26) 労働省「平成8年高年齢者就業実態調査報告」

27) 野田進「労働条件切り下げの「条件」」河野正輝・菊池高志編『高齢者の法』1997年，50頁

28) 法律第58号

29) 岡本多喜子著『老人福祉法の制定』誠信書房，1993年  
老人福祉法の制定過程に関しては同書に詳細に記載されている。

30) 古川孝順『社会福祉基礎構造改革—その課題と展望』誠信書房，1998年，15-51頁

第二次大戦直後に，わが国は生活困窮者の保護・救済を主な目的として社会福祉法制を整備確立し，その後も

状況の変化に応じて改正してきた。しかし近年，社会状況の変化により根本的な見直しが迫られ，中央社会福祉審議会の議論を踏まえまとめられた社会福祉事業法（社会福祉法に名称改正）等の一部を改正する法が2000年5月に成立し，社会福祉事業，社会福祉法人，措置制度などにかかわる，根本的な改正が実施された。これにより2003年4月から，社会福祉サービス利用者は，自ら事業者とサービス契約を締結し，これに支援費が支給されることになった。契約に基づく制度に改めるためには，サービス利用者の権利擁護制度も不可欠とされ，痴呆性高齢者，知的障害者，精神障害者等のために2000年4月より成年後見制度が確立した。これまでの禁治産，準禁治産制度を，後見，保佐，補助の制度に改めるとともに，事前に後見人を選んでおく任意後見制度も整備された。また，都道府県社会福祉協議会などが，サービス利用の手続きや金銭管理を代行する地域福祉権利擁護事業も発足している。また苦情処理の仕組みとして，都道府県社会福祉協議会に運営適正化委員会が設けられることになった。市町村地域福祉計画や都道府県地域福祉支援計画の策定も定められ，2003年4月より実施されている。

31) 厚生省監修『平成12年版厚生白書』28頁以下参照

32) 小川政亮「公的扶助過程における人権保障」『社会事業の諸問題』第5集，日本社会事業大学研究紀要，日本社会事業大学